

大阪広域水道企業団の執務時間を定める規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 7 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 1 号

大阪広域水道企業団の執務時間を定める規則等の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団の執務時間を定める規則の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団の執務時間を定める規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(執務時間) 第 1 条 (略)	(略)
(執務時間の特例) 第 2 条 事務の特殊性その他の理由により、 前条に規定する執務時間により難いと認められる出先機関の執務時間は、企業長が別に定める。	

(大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき定める職に関する規則の一部改正)

第 2 条 大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき定める職に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(略)	(略)
(略)	(略)
水道事業所	水道事業所
水質管理センター	水質管理センター
水道センター	
所長、次長、室長（ <u>管理職手当を支給される者に限る。</u> ）、参事	所長、次長、室長（ <u>南部水道事業所に置く室長に限る。</u> ）、参事
(略)	(略)
所長、次長、参事	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。